

岡崎市告示第347号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和4年11月30日

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 指定する形質変更時要届出区域
岡崎市久後崎町字恵藤1番地、岡崎市久後崎町字三島下16番地、19番地及び岡崎市上六名町字三島5番地
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びに水銀及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物